

# 「始良・伊佐地域観光 PR イベント」業務委託企画コンペ実施要領

## 1 事業の目的

始良・伊佐地域(霧島市, 伊佐市, 始良市, 湧水町)の観光地や特産品等, 地域の魅力を紹介するフェアを開催し, 知名度アップ, 管内観光地への周遊促進を図る。

## 2 業務の内容

別添「始良・伊佐地域観光 PR イベント」業務委託仕様書による。

## 3 事業費

2,600 千円以内 (消費税及び地方消費税含む。)

## 4 企画コンペへの参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱 (平成 15 年鹿児島県告示第 416 号) 第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当しない者であること。

## 5 スケジュール

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| (1) 企画提案募集開始        | 令和 7 年 10 月 9 日 (木)    |
| 始良・伊佐地域振興局ホームページに掲載 |                        |
| (2) 企画提案の質問受付期限     | 10 月 17 日 (金) 午後 5 時必着 |
| (3) 質問回答掲載          | 10 月 23 日 (木)          |
| (4) 応募書類提出期限        | 10 月 30 日 (木) 午後 5 時必着 |
| (5) 選考結果通知          | 選考終了後, 速やかに実施          |
| (6) 受託事業者決定・契約手続    | 選考結果通知後, 速やかに実施        |
| (7) 履行期限            | 令和 8 年 2 月 20 日 (金)    |

## 6 応募方法

### (1) 応募書類

① 企画提案書 (表紙は様式 1 を使用すること。)

次のア～ウの内容を含む提案とすること。(任意様式)

#### ア 企画案

以下の内容を示すこと。

- ・ 広報 PR 用チラシ・ポスターのデザイン案・イメージ, SNS を活用した情報発信, 配布用のノベルティ案, その他の広報の提案

- ・ イベントを盛り上げるための企画案
- ・ 事業効果を高めるための工夫内容

イ 事業実施スケジュール

ウ 類似業務実績

② 見積書（任意様式）

各積算項目の単価及び数量内訳を記載し、全ての費用を積算すること。

なお、提案に当たっては2,600千円（会場使用料、消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限として積算すること。

また、見積書作成に当たっては、可能な限り項目を細分化すること。

（以下は例）

- ①人件費
- ②各種申請代行作業費
- ③印刷費
- ④広告費
- ⑤始良・伊佐地域観光PRイベントを盛り上げるための企画実施費

③ 事業実施体制（任意様式）

本事業を実施する体制（各スタッフの役割）を示すこと。

④ 法人の概要書（任意様式）

代表者、所在地、事業内容、役員、連絡先等を記載すること。

⑤ 質問書（様式2）

本事業に関する質疑は、別添「質問書」により、FAX又はメールにて受け付ける。（電話による質問は受け付けない。）

なお、送信の事前又は事後に必ず電話連絡を行うこと。

ア 質問書の提出期限は令和7年10月17日（金）午後5時とし、「12 連絡・提出先」の担当宛てにFAX又はメールで提出すること。

イ 回答は令和7年10月23日（木）午後5時までに、質問者に行うとともに、始良・伊佐地域振興局のホームページに掲載する。

⑥ 誓約書及び役員名簿（様式3）

「4 企画コンペへの参加資格に関する事項-③」の確認のために使用する。

なお、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出する必要はない。

(2) 応募書類についての留意事項

① 応募書類はA4又はA3サイズ、横書きとする。

② 応募書類の提出は1社1提案とする。

③ 応募書類の作成及び提出にかかる費用等、応募に要する全ての経費は応募者の負担とする。

④ 提出された応募書類については返還しない。

⑤ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。

⑥ 本事業で活用を想定するイベントを盛り上げるための企画実施や名称等に商標及び特許侵害の可能性がないか十分に注意すること。

## 7 応募書類の提出等

- (1) 提出期限：令和7年10月30日（木）午後5時必着
- (2) 提出場所：「12 連絡・提出先」のとおり
- (3) 提出方法：持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は提出期限内に到着すること。
- (4) 提出書類：「6 応募方法-(1)」に定める書類のうちの①～④（又は①～④及び⑥）
- (5) 提出部数：6部（④（法人の概要書）については1部で可）

## 8 事業実施後の成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 実績報告書
- (3) その他、始良・伊佐地域観光連絡協議会と受託者が協議の上、必要と判断したもの

## 9 選考・決定（委託契約）方法

- (1) 応募のあった提案については、始良・伊佐地域観光連絡協議会に設置する企画提案選定委員会において、書類審査により、事業者を選定することとし、選定結果は提出者全員に通知する。  
委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、企画提案選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約する。
- (2) 応募が1事業者のみであった場合又は審査の結果同点となった事業者が2社以上あった場合は、企画提案選定委員会で協議の結果決定する。
- (3) プレゼンテーション等は予定していない。

## 10 審査・選考基準

審査・選考基準については、次の各号に掲げる観点について、審査に際し、別に定めるものとする。

- (1) 事業の趣旨，内容に添った企画提案書であること。
- (2) 事業実施体制などを含めて，業務遂行が確実なものであること。
- (3) 必要経費が適正に計上されていること。

## 11 その他

- (1) 企画提案書を提出しなかった場合や、提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画コンペに参加できない。
- (2) 提出された応募書類，審査内容，審査経過については公表しない。また，審査内容及び評価結果に対する異議申立ては認めない。
- (3) 選定に当たっては，提案された内容を総合評価し決定する。このため，業務を実施するに当たっては，始良・伊佐地域観光連絡協議会と協議して進めてい

- くものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 実施に際し、この仕様書に定めのない事項については、始良・伊佐地域観光連絡協議会と協議の上、決定するものとする。

## 12 連絡・提出先

〒899-5212 鹿児島県始良市加治木町諏訪町 12

始良・伊佐地域観光連絡協議会事務局

(鹿児島県始良・伊佐地域振興局総務企画課内)

担当：國料

TEL：0995-63-8206

FAX：0995-63-8108

メールアドレス：airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp

※ 連絡の際の件名は「始良・伊佐地域観光 PR イベント業務委託に係る企画提案について（※法人名）」としてください。